



神奈川県 消防設備会報

第48号 令和5年1月



横浜のシンボルふたつ

一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

〒231-0023
横浜市中区山下町1シルクセンター4F
TEL 045-201-1908
FAX 045-212-0971
<https://www.02-ksk.or.jp>
E-mail: info@02-ksk.or.jp

消防設備会報（第48号 令和5年1月） 目次

新年のあいさつ	（一財）神奈川県消防設備安全協会理事長 黒 澤 麻 志 ……	1
	神奈川県くらし安全防災局長 佐 川 範 久 ……	2
	神奈川県消防長会会長（川崎市消防局長） 原 田 俊 一 ……	3
火災予防に関する横浜市消防局の取組について	横浜市消防局指導課長 間 正 勝 司 ……	4
表彰の栄誉に輝いた方々 ……		8
令和4年度各種講習会の結果概要（中間結果） ……		9
令和4年8月以降の主な通知等 ……		11

表紙:横浜のシンボルふたつ

その日、青空も味方してくれ、カメラを片手にみなとみらい地区を散歩してみました。
歩く速度は体にも優しく、じっくりと被写体と対峙できます。
たくさん写真を撮りましたが、やはりここはランドマークと帆船日本丸。
二つの象徴を青空に抜くと、横浜らしい絵が浮かび上がってきました。

（写真・文提供：株式会社東晃防災 清水正仁 様）



理事長 あいさつ

一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会
理事長 黒澤 麻志

令和5年の新春を迎え、会員の皆様、関係団体、行政機関の皆様に謹んで年頭のごあいさつを申し上げます。早いもので、私ども神奈川県消防設備安全協会は、平成25年4月1日に一般財団法人として新たなスタートを切り、10年が経過しようとしています。この間、会員の皆様、行政機関、そして関係団体の皆様には、ひとかたならぬご支援、ご指導、ご協力を賜り、改めて感謝御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響は現在も続いており、国民の生活様式、仕事の進め方も大きく変わり、今までの常識にとらわれない変革が求められています。感染は日本でも予断を許さぬ状況ではありますが、ワクチン接種の推進、治療薬の開発など明るい兆しもあり、一日も早い終息を願うばかりです。

当協会では、消防設備士や消防設備点検資格者の資質向上や防火管理者の育成のため、各種講習会を実施するとともに、「消防設備点検表示制度」（点検済ラベル）の推進など、消防設備等の適正化等が毎年一步でも前進するよう努めています。

さて、昨年も地震、台風などの自然災害が全国各地で発生しています。大規模な災害の影響・被害を最小限に抑えるためには、関係機関の一層の連携、効果的な情報伝達、災害全般に備えた訓練等の不断の取組みが求められます。

一方で、火災などの人為的な災害は、自然災害とは発生要因が異なり、予防による対策で少なからず防止可能です。そのためには、第一に建物の使用者の日常の注意が必要であることは言うまでもありませんが、建物等の所有者・管理者の皆様が、防火・防災の意識と責任を持ち、設置してある消防用設備等が正常に稼働するよう、整備・保守を欠かさないことが重要です。

消防用設備等の設置や維持管理の適正化に携わる私どもは、県民生活の安心・安全の確保の一翼を担っており、その自覚を一層強くし、消防設備等の点検等を通じて県民の皆様の「生命と財産」を守るため、実効性ある取組みを推進していく所存です。

本年も、当協会は、会員の皆様、関係団体の皆様のご期待に沿えるよう、業務運営に全力で取り組んでまいりますので、引き続きご支援等をお願い申し上げます。

今後も、会員の皆様をはじめ、一般財団法人日本消防設備安全センター、一般財団法人日本防火・防災協会、神奈川県など関係団体等の皆様と連携、協力して活動していく所存です。

本年が皆様にとって、明るく希望に満ちた素晴らしい一年となりますよう祈念いたしまして、新年のあいさつとさせていただきます。



新年のあいさつ

神奈川県くらし安全防災局長

佐 川 範 久

新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

一般財団法人神奈川県消防設備安全協会及び会員の皆様におかれましては、平素から、本県の消防防災行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

また、消防設備に係る技術指導や、各種の普及啓発事業にもご尽力いただいております、深く敬意を表します。

加えて、各種講習会の実施にあたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組んでいただき、深く感謝申し上げます。

さて、近年、住民の安全を脅かす大規模な災害が、全国各地で相次いで発生しています。

令和3年12月の大阪ビル火災では、27名の人命が失われる大惨事となりました。

また、令和4年9月の台風14号、15号では、各地で豪雨による水害や土砂災害が発生しました。

こうした大規模な災害時に、その被害を最小限に抑えるためには、不断の取組が何よりも重要です。

県では、被災地の消防本部だけでは対応できない災害発生時に、県と県内消防本部が一丸となって県内の被災地を応援する「かながわ消防」の取組を進めています。

その一環として、今年1月下旬に、県内の全消防本部が参加し、県内で発生した大規模地震により、倒壊した建物や土砂災害発生現場での救助を想定した「かながわ消防訓練」の実施に向けて準備を進めています。

これからも、このような取組を積極的に実施し、災害対応能力の向上を図りたいと思っています。

貴協会は、消防設備士や消防設備点検資格者等の育成と資質向上を図るため、各種講習会を積極的に実施され、防火対象物の安全を守る重要な役割を担う人材育成に取り組まれるなど、県民が安全で安心して生活できる環境づくりに、大きく貢献されています。

県といたしましては、貴協会をはじめとする関係機関としっかりと連携を図り、「県民の安全・安心の確保」に向けて、消防防災行政の一層の推進に取り組んでまいります。今後とも貴協会の皆様から、より一層のお力添えをいただけますようお願い申し上げます。

結びに、一般財団法人神奈川県消防設備安全協会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝・ご活躍を心から祈念申し上げて、新年のごあいさつといたします。



新年のあいさつ

神奈川県消防長会会長（川崎市消防局長）

原 田 俊 一

令和5年の輝かしい新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

一般財団法人神奈川県消防設備安全協会の皆様には、平素から消防行政の円滑な推進に格別の御支援と御協力を賜り、神奈川県消防長会を代表し厚く御礼申し上げます。

また、消防設備等に係る技術指導をはじめ、様々な事業をとおして地域の防火・防災を推進し、県民の安全・安心のため御尽力されておりますことに深く敬意を表し感謝を申し上げます。

さて、世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症の影響は現在も続いておりますが、ワクチン接種、抗原検査キットの普及や療養期間の短縮など、本格的に新型コロナウイルスと共存するウィズコロナへとシフトが始まっております。共存の道を探りながらも一日も早い終息を願うばかりでございます。

そのような状況の中、昨年は国内におきまして、最大震度6弱を記録した石川県能登地方の地震や大雨による多くの人的被害や住宅被害をもたらした台風8号をはじめ、土砂災害、豪雨災害など、甚大な自然災害が発生し、各地で尊い人命と貴重な財産が失われました。

私ども消防機関は、こうした災害の実態等を踏まえ、県民の安全・安心を確保するため、神奈川県と県内消防本部の協力・連携体制を一層強化し、直面する諸課題の解決に結束して取り組むとともに、地域及び関係機関との連携のもと、震災・水災等大規模災害対策の推進や消防広域応援体制の充実・強化、超高齢化の進展に伴い増大する救急需要対策など、消防活動能力の更なる向上に全力を挙げて取り組んでいく所存でございます。

また、防火・防災に向けた安全対策につきましては、防火対象物における消防法令違反等の是正の徹底や事業者による初動対応能力の向上、防災物品の普及促進等を推進するとともに、住宅用火災警報器の設置率の向上と併せて、その更新・維持管理対策等、ソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を進めるためにも、消防・防災全般にわたり事業を展開されております貴協会の皆様方の御協力が不可欠でございますので、どうか今後とも、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本年が災害のない平穏無事な一年でありますことと、貴協会の限りないご発展を心から祈念申し上げまして、新年の挨拶とさせていただきます。

火災予防に関する横浜市消防局の取組について

横浜市消防局指導課長 間 正 勝 司

1 はじめに

昨年市内における火災件数を見ますと、一昨年に比べ、火災は50件以上減少しました。出火原因は第一位が「たばこ」となり、これまで30年以上にわたり一位であった「放火」が「たばこ」に次ぐ二位となりました。火災の傾向としては、モバイルバッテリーなど電気機器からの出火が増加しました。また、新型コロナウイルス感染の波が引き続き押し寄せ、救急需要がこれまでにないほど増加するなど、社会生活への多大な影響が続いた1年となりました。

こうした中、火災予防分野においては、令和3年度から試行を実施した「火災予防分野における申請手続きのデジタル化」を進め、電子申請による一部様式の受付を昨年末から開始しました。また、「二酸化炭素消火設備の誤放出事故」及び「大阪市北区ビル火災」に伴い、総務省消防庁から消防関係法令の改正やガイドラインが発表されたことを受け、建物関係者への周知や週及指導への取り組みを始めていますので、ご紹介させていただきます。

2 電子申請による届出等の受付開始

以前に本誌（令和4年1月号）にてご紹介させていただきましたが、横浜市消防局は、令和3年10月から総務省消防庁が実施する「マイナポータル・ぴったりサービスを活用した電子申請等の受付に関する実証実験」に参加（全国5消防本部）しました。

実施結果を踏まえ、より利便性の高いシステムに向けて改修を進めてきましたが、この度、防火管理者選任届など消防法令に基づく8様式について、申請で受付したデータを当局のシステムに連携できる環境が整備できたため、令和4年12月16日から電子申請による受付を正式に開始しました。是非、ご利用ください。



【記者発表】（横浜市ウェブサイト）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/press/shobo/2022/1202densisinsei.html>

<対象手続> 消防法令に基づく8様式（対象手続は順次拡大する予定です。）

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| ①防火・防災管理者選任（解任）届出書 | ⑤自衛消防組織設置（変更）届出書 |
| ②消防計画作成（変更）届出書 | ⑥防火対象物点検結果報告書 |
| ③統括防火・防災管理者選任（解任）届出書 | ⑦防災管理点検結果報告書 |
| ④全体についての消防計画作成（変更）届出書 | ⑧消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書 |

＜電子申請の方法＞

マイナポータル・ぴったりサービスを使って、パソコンやスマートフォンで申請を行います。

※申請にマイナンバーカードは不要です。

＜期待される効果＞

- (1) 24時間365日いつでも申請ができます。
 - (2) パソコン・スマートフォン・タブレットから、どこでも申請ができます。
 - (3) プルダウンからの選択や入力チェックなど、簡単に入力できます。また、申請情報を保存すると、次回、その情報をもとに申請できます。
 - (4) 申請のための消防署への移動時間、窓口での待ち時間の大幅な短縮につながります。
- ※引き続き消防署窓口での届出・手続もご利用いただけます。

【電子申請窓口】（横浜市ウェブサイト）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/shobo/shinsei/>

- ①火災予防分野の電子申請 ②消防同意等の電子申請
- ③火薬類取締法に関する電子申請 ④高圧ガス保安法に関する電子申請



- ①は、「マイナポータル・ぴったりサービス」から、
- ②～④は、「横浜市電子申請システム」からの手続きとなります。

3 二酸化炭素消火設備に係る法令改正について

全域放出方式の二酸化炭素消火設備（以下「全域二酸化炭素消火設備」という。）に係る死亡事故^{*}が相次いで発生したことを踏まえ、事故の再発防止のため全域二酸化炭素消火設備に係る技術上の基準等が見直されたものです。

令和5年4月1日に施行され、閉止弁の設置については、1年後の令和6年3月31日までとなっており、経過措置期間が短いことから、関係者への周知と遡及指導を早期に進めて行くこととしています。

※全域二酸化炭素消火設備に係る死亡事故

令和2年12月22日	名古屋市	機械式駐車場メンテナンス中	(死者1名、負傷者10名)
令和3年1月23日	東京都港区	全域二酸化炭素消火設備の点検中	(死者2名、負傷者1名)
令和3年4月15日	同新宿区	機械式駐車場内の天井ボード張替工事中	(死者4名、負傷者2名)

＜消防法施行令の改正内容＞

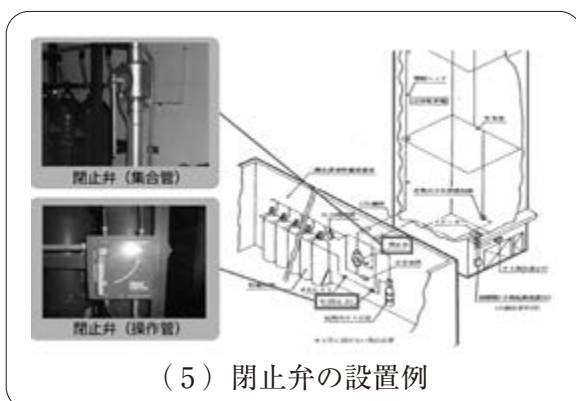
- (1) 最新の技術上の基準が適用される遡及対象設備に全域二酸化炭素消火設備を追加
- (2) 全域二酸化炭素消火設備設置防火対象物の消防用設備等は有資格者による点検を義務化

＜消防法施行規則の改正内容＞

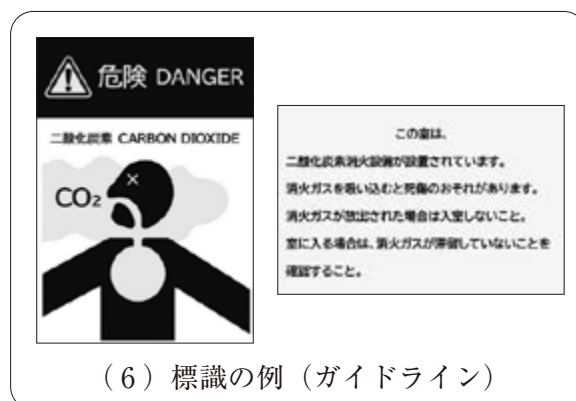
- (1) 起動用ガス容器の設置
- (2) 緊急停止装置の設置

- (3) 二以上の火災信号による自動起動とする措置
- (4) 音声による音響警報装置の設置（自動式の起動装置を設けた場合）
- (5) 集合管又は操作管への閉止弁の設置
- (5-2) 防護区画に人が立ち入る場合は閉止状態とする措置
- (6) 二酸化炭素の危険性等に係る標識の設置（ボンベ庫及び防護区画の出入口）
- (7) 防護区画に人が立ち入る場合は手動起動状態とする措置
- (8) 消火剤が放射された場合の当該防護区画内に立ち入らせない措置
- (9) 設備の構造並びに工事、整備及び点検時の措置を定めた図書を備えること。

（１）～（４）は遡及適用なし。（５）は令和６年３月３１日までの経過措置あり。



（５）閉止弁の設置例



（６）標識の例（ガイドライン）

＜その他＞（関係告示の制定等）

- (1) 不活性ガス消火設備の閉止弁に関する基準の制定
- (2) 不活性ガス消火設備の点検基準及び点検票の様式の改正
- (3) 消防設備士講習、消防設備点検資格者講習の改正



【二酸化炭素消火設備の技術上の基準が変わりました。】（横浜市ウェブサイト）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/shobo-kyukyu/kanri/co2-kizyun-kaisei.html>

4 大阪市北区ビル火災

令和３年１２月１７日に大阪市北区において多数の死傷者を伴うビル火災が発生したことを受け、総務省消防庁が国土交通省と合同で設置した「大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会」において、直通階段が一つの建築物における防火・避難対策の検討を行い、令和４年６月２８日に報告書がとりまとめられました。

この報告書を受け、令和４年１２月１６日に消防庁から「直通階段が一つの建築物向けの避難行動に関するガイドライン」、国土交通省から「直通階段が一つの建築物等向けの火災安全改修ガイドライン」がそれぞれ公表されました。今後、本市においても指導の実施を検討しています。

＜現在の本市の主な対応＞

- ・火災から逃げ遅れを防ぐためのポイントをまとめたチラシを作成し、本市ウェブサイトで公開するとともに、防災指導機会等を通じた啓発活動を実施
- ・防火管理者講習の中で、大阪市北区ビル火災の事例を共有
- ・無通告の繁華街査察等では特定一階段等防火対象物を中心に対象物を選定し、避難施設や防火戸等の適正な維持管理を重点的に指導
- ・ガソリンスタンドにおける小分け販売については、顧客への販売記録や本人確認の徹底を指導

【火災からの避難】（横浜市ウェブサイト）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/shobo/seikatsu/hinan.html>



5 市内初！クラウドファンディング型ふるさと納税（情報提供）

横浜市消防音楽隊でドリル演技を行う「ポートエンジェルス119」は、市民や来街者の皆様への演奏・演技を通じて、「安全・安心を実感できる都市・ヨコハマ」のPRに取り組み、多くの方々に親しまれています。

このたび、ポートエンジェルス119が長く着用してきたパレード服のデザイン一新に向け、本市初の実施となるクラウドファンディング型ふるさと納税を実施しています。より多くの方々に末永く愛される消防音楽隊を目指



すため、広く横浜市内外の皆様からのご寄附をお待ちしております。ぜひご支援をお願いします。『募集期間：令和5年3月13日（月）まで』

【消防音楽隊がクラウドファンディングを開始！】（横浜市ウェブサイト）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/shobo/shokainado/ongakutai/ensoukatudou.html>



6 おわりに

建物の安全を保つには、まずは建物関係者自らが防火管理を適正に行っていただくことが重要であることは言うまでもありません。特に建物に設置されている消防用設備の維持管理は重要であり、消防法において点検の実施と消防機関への報告を求めています。しかしながら、近年の点検報告率は全国的にも低調であり課題となっているところです。

こうしたことに対応していくためには私たち消防機関だけでなく、一般財団法人神奈川県消防設備安全協会の皆様との相互協力が重要であると考えています。点検報告率向上を始め、本年も様々な課題に対しご協力を賜りますようお願いいたします。

表彰の栄誉に輝いた方々

令和4年度消防設備保守関係等表彰

◇消防設備保守関係功労者表彰

消防庁長官表彰受賞者

・ 邑上 一弥 様 株式会社東神防災工業 代表取締役

◇消防設備保守関係者表彰

一般財団法人日本消防設備安全センター理事長表彰受賞者

- ・ 小倉 龍彦 様 株式会社東晃防災 代表取締役
- ・ 小林 暹 様 有限会社小林設備 代表取締役
- ・ 中澤 賢一 様 有限会社時田防災 代表取締役
- ・ 相鉄企業株式会社 様

(消防設備等点検済表示制度推進優良事業所表彰)

表彰式 (消防庁、一般財団法人日本消防設備安全センター共催)

日 時 令和4年11月4日 (金) 午後2時～

場 所 明治記念館「富士の間」



令和4年度各種講習会の結果概要（中間結果）

令和4年12月末日までの各種講習会の実施状況は次のとおりです。

◆ 消防設備士法定講習

消防設備士の免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内、またはその講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内ごとに受講する講習で、神奈川県からの受託事業として実施しました。

種 別	実 施 日	受 講 者
消火設備（1・2・3類）	10月6日・27日、11月9日・17日	548
警報設備（4・7類）	10月5日・18日・20日・26日 11月10日・16日	929
避難設備・消火器（5・6類）	10月4日・19日・28日、11月8日・15日	772
計	15回	2,249

◆ 消防設備点検資格者講習

消防設備点検資格者の資格を取得するための講習で（一財）日本消防設備安全センターからの受託事業として実施しています。

第1種

実 施 日	6月7日～6月9日	12月6日～12月8日	受講者合計
受講者数	96	101	197

第2種

実 施 日	6月14日～6月16日	12月6日～12月8日	受講者合計
受講者数	85	101	186

1種・2種合計 383

◆ 消防設備点検資格者再講習

消防設備点検資格者免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内の期間に該当する方を対象とした講習で、（一財）日本消防設備安全センターからの受託事業として実施しています。

第1種

実 施 日	5月17日	5月19日	7月20日	受講者合計
受講者数	79	52	152	283

第2種

実 施 日	5月18日	5月20日	7月21日	受講者合計
受講者数	63	57	138	258

1種・2種合計 541

◆ 蓄電池設備整備資格者講習

蓄電池設備整備資格者の資格を取得するための講習で、（一社）電池工業会からの受託事業として実施しました。

実 施 日	11月24日・25日	受 講 者 数	106
-------	------------	---------	-----

◆ 防火管理講習

防火管理者の資格を取得するための講習で、平成16年度より（一財）日本防火・防災協会からの受託事業として実施しています。下記以外にも（一財）日本防火・防災協会等の担当で行われています。

(1) 甲種防火管理講習

月 別	4月	6月	7月		8月	11月	受講者 合計
実施日	11・12日	1・2日	4・5日	7・8日	25・26日	24・25日	
受講者数	89	75	78	105	75	114	536

(2) 乙種防火管理講習

実 施 日	4月22日	8月24日	受講者合計
受講者数	69	72	141

(3) 甲種防火管理再講習

実 施 日	5月30日	受講者合計
受講者数	45	45

◆ 防災管理講習

防災管理者の資格を取得するための講習で、平成21年度より（一財）日本防火・防災協会からの受託事業として実施しています。下記以外にも（一財）日本防火・防災協会等の担当で行われています。

実 施 日	5月31日	受講者合計
受講者数	74	74

◆ 防火・防災併催講習

防火と防災の2つの新規資格を併せて取得するための講習で、（一財）日本防火・防災協会からの受託事業として実施しています。下記以外にも（一財）日本防火・防災協会等の担当で行われています。

実 施 日	5月24・25日	7月28・29日	8月18・19日	9月14・15日	10月11・12日	受講者合計
受講者数	93	115	117	47	73	445

〈令和4年8月以降の主な通知等〉

発 番 号	日 付	発 信 者	標 題
消防消第301号 消防予第423号	8月26日	消防庁消防・救急課長 消防庁予防課長	木造飲食店等が密集する地域に対する防火指導について
事務連絡	8月30日	消防庁予防課	火災予防関係手続における電子申請等の導入に関する留意事項について
消防予第416号	9月14日	消防庁次長	消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について
事務連絡	10月31日	消防庁予防課 消防庁危険物保安課 消防庁特殊災害課	消防法令における各種手続に係る標準様式等の追加プリセットについて
消防予第559号	10月31日	消防庁予防課長	重大な消防法令違反対象物の措置状況等に係る調査結果について
事務連絡	11月8日	消防庁予防課	令和4年1月から6月までに発生した製品火災に関する調査結果について
事務連絡	11月24日	消防庁予防課	スプリンクラー設備による水損事案について
消防予第573号	11月24日	消防庁予防課長	二酸化炭素消火設備の設置に係るガイドラインの策定について
消防予第574号	11月24日	消防庁予防課長	消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について
消防予第608号	12月2日	消防庁予防課長	スプリンクラーヘッドの供給不足の影響を踏まえた消防用設備等の検査における柔軟な対応について
事務連絡	12月12日	消防庁予防課	消防法施行規則第19条第5項第19号イ（ホ）の標識の例の掲載について
事務連絡	12月12日	消防庁予防課	登録認定機関における認定業務の追加について
消防予第639号	12月16日	消防庁予防課長	直通階段が一つの建築物向けの避難行動に関するガイドラインの策定について
消防予第646号	12月21日	消防庁予防課長	「二酸化炭素消火設備が設置された部分又はその付近で工事等作業を行う際の事故防止対策実施マニュアル」について
事務連絡	12月26日	消防庁予防課	「二酸化炭素消火設備に係る基準改正のポイント」の掲載について

点検推進指導員派遣制度について

県内の防火対象物における消防設備等点検業務に対し、協会職員である点検推進指導員を無償で派遣し、点検業務に立ち会う制度を実施して、県民の「安全・安心」を支援します。

点検推進指導員派遣制度の流れ

◎点検立会の依頼

建物オーナー、防火管理者及び点検事業者から依頼します。

◎点検実施状況の確認

点検推進指導員が保守・点検の実施状況を確認します。

◎点検立会確認の通知

点検立会確認書を建物オーナー、防火管理者及び点検事業者に通知します。



優良点検事業所認定制度について

消防用設備等の点検業務（総合点検）を確実に履行し、点検従業員の服装やモラルなどを含め、総合的に審査基準を満たしている当協会の表示登録会員事業所を、『優良点検事業所』として認定します。

優良点検事業所認定制度の流れ

◎優良点検事業所認定の申請

点検事業者から申請します。

◎点検実施状況の確認

点検推進指導員が保守・点検の実施状況を確認します。

◎優良点検事業所の認定

点検推進指導員の確認結果をもとに、認定等委員会で認定（不認定）されます。

認定後は、当協会のホームページに事業所名等が掲載されるとともに、「認定証」及び「金ラベル証」が無償で交付されます。

消防用設備等
優良点検認定事業所
(一財) 神奈川県消防設備安全協会

一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

〒231-0023 横浜市中区山下町1番地

(シルクセンター4階 408号室)

TEL (045) 201-1908

FAX (045) 212-0971

<https://www.02-ksk.or.jp>

E-mail: info@02-ksk.or.jp